

代表者等の変更があった場合の電子入札システムにおける ＩＣカード使用の注意事項について (県営建設工事、建設関連業務共通)

電子入札システムを利用することができるＩＣカードは、県営建設工事競争入札参加資格者名簿又は建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登録している法人の代表者（個人事業主の場合は事業主本人）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任状により委任を受けた者（受任者）の名義で取得したものに限ります。

代表者、受任者、会社名や住所の変更（市町村合併等による住居表示の変更は除きます。）に伴い、現在使用しているＩＣカードの記載内容に変更が生じた場合は、そのカードを使用することができません。

変更があったにも関わらず従前のＩＣカードを使用して入札に参加していることが判明した場合は、その入札が無効となります。また、落札後にその事実が判明した場合には、契約締結前にあつては契約を締結しないこととし、契約締結後にあつては契約を解除するとともに、指名停止等の措置を行うことがありますのでご注意ください。

代表者等の変更があった際は、速やかに次のとおり（１～２は必須、３～５は該当する場合）手続きを行ってください。

1 I Cカードの準備

各認証局から速やかに変更後の内容でＩＣカードを新たに取得し、電子入札システムの利用者登録で新規に登録（「ＩＣカード更新」は使用できません。）してください。

2 変更届の提出について

県営建設工事競争入札参加資格者名簿又は建設関連業務競争入札参加資格者名簿の変更届を下記担当部署に速やかに提出してください。

岩手県内に本店を有する方 → 本店所在地を所管する広域振興局の土木部又は土木センター
岩手県外に本店を有する方 → 県土整備部建設技術振興課

※ 電子入札システムに登録されている企業情報（名称、郵便番号、住所、代表者職氏名）の変更は、提出された変更届の内容をもとに岩手県が行います。変更内容がシステムに反映されるまで一週間程度要する場合があります。

3 年間委任状の提出について

岩手県外に本店を有する方で、支店長等に入札の権限を委任されている場合は、変更後の年間委任状を下記担当部署に速やかに提出してください。

県営建設工事 → 出納局総務課入札担当

建設関連業務 → 県土整備部建設技術振興課建設業振興担当

4 これから参加申請する案件があり ICカードの取得が申請期限までに間に合わない場合

ICカードの再取得のための申請又は準備中の場合は、紙入札を認めることとしていますので、事前に「紙入札参加承諾願」を入札発注機関に提出し承諾を得たうえで、紙入札により手続きを進めてください。

5 現在、変更前の ICカードで入札に参加している案件がある場合

当該案件の入札発注機関に「紙入札参加承諾願」を提出し承諾を得たうえで、以降紙入札により手続きを進めてください。この場合、電子入札システムでの手続きが途中であっても、以降システムの操作は行わないでください。

なお、法人において、法務局の登記事項変更手続き完了前のため、県営建設工事競争入札参加資格者名簿又は建設関連業務競争入札参加資格者名簿の変更届が提出できない場合は、取り急ぎ入札発注機関へ連絡し、以後の手続きについて確認してください。